

議案第44号

米原市印鑑条例の一部を改正する条例について

米原市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和5年6月5日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第49条の規定による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の一部改正に伴い、印鑑登録証明書に関しては個人番号カード所持者のスマートフォン（移動端末設備）に電子証明書の搭載が可能となったことから、その電子証明書の交付に係る条例の規定の整備等を行うため、この案を提出するものである。

## 米原市印鑑条例の一部を改正する条例

第1条 米原市印鑑条例（平成17年米原市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第16条中「利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）または移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であつて電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記載されたものに限る。）」に改める。

第2条 米原市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第16条の見出し中「多機能端末機」の次に「および利用者操作用端末機」を加え、「機能を有するものをいう。）」の次に「および利用者操作用端末機（市が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書等の交付を申請する機能を有するものをいう。）」を加える。

### 付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年10月1日から施行する。

米原市印鑑条例新旧対照表（改正理由）（第1条関係）

改正後	現 行	改正理由
<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第16条 第13条および前条第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）または移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記載されたものに限る。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された地方公共団体情報システム機構と契約した民間の事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、自動的に印鑑登録証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）の入力その他必要な操作をすることにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第16条 第13条および前条第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された地方公共団体情報システム機構と契約した民間の事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、自動的に印鑑登録証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）の入力その他必要な操作をすることにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード所持者のスマートフォン（移動端末設備）に電子証明書の搭載が可能となったことによる規定の追加</li> </ul>

米原市印鑑条例新旧対照表（改正理由）（第2条関係）

改正後	現 行	改正理由
<p>（多機能端末機および利用者操作用端末機による印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第16条 第13条および前条第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）または移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記載されたものに限る。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された地方公共団体情報システム機構と契約した民間の事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、自動的に印鑑登録証明書等を交付する機能を有するものをいう。）および利用者操作用端末機（市が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書等の交付を申請する機能を有するものをいう。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令</p>	<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第16条 第13条および前条第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）または移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記載されたものに限る。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された地方公共団体情報システム機構と契約した民間の事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、自動的に印鑑登録証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）の入力その他必要な操作をすることにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見出しの改正</li>   <li>・利用者操作用端末機を利用した印鑑登録証明書の交付申請に係る規定の追加</li> </ul>

第120号) 第42条第2項の規定により設定された暗証番号をい  
う。) の入力その他必要な操作をすることにより、印鑑登録証  
明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

受けることができる。